

伊丹市条例第 2 2 号

伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を改正する条例
の制定について

伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

当分の間、位置を変更するため。

伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を改正する条例

(令和 8 年伊丹市条例第 22 号)

(伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部改正)

第 1 条 伊丹市立観光物産ギャラリー条例（昭和 58 年伊丹市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の 1 項を加える。

(位置の特例)

2 当分の間、第 2 条中「伊丹市東有岡 1 丁目 6 番地の 2」とあるのは、「伊丹市伊丹 2 丁目 4 番 1 号」とする。

第 2 条 伊丹市立観光物産ギャラリー条例の一部を次のように改正する。

付則第 2 項を削り、付則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

付 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第 2 条の規定 公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日